

法人ニュース

公益社団法人

桐生法人会

第112号

(通算160号)

令和3年10月25日

発行所 桐生市錦町3丁目1番25号
〒376-0023 桐生商工会議所会館 4階
☎(0277)45-1211番

公益社団法人 桐生法人会
発行人 津久井 真澄
編集 広報委員会

目次

大川美術館	1P
桐生税務署	2P
群馬県法人会連合会	4P
新入会員紹介	7P
女性部会	7P

大川美術館では、今秋、「松本竣介《街》と昭和モダン」展を開催します。この展覧会は、公益社団法人糖業協会と当美術館のコレクションをあわせて、戦前、戦後の昭和の時代をふりかえってみる内容です。

桐生の誇る日本の名画

大川美術館(No.88)

「松本竣介《街》と昭和モダン」展から

「女と犬」

1940年

安井曾太郎 1888年～1955年

(公益社団法人 糖業協会蔵)

一方、当美術館のコレクションは、よく知られているように、美術館創設者である大川栄二のコレクターとしても眼と独自の歴史観でつくられた個人コレクションです。そして、その

と所蔵する貴重な作品61点を展示します。

1930年代から70年代にわたっています。元号でいえば昭和の時代にかさなり、とりわけ戦前期のモダンな時代の息吹をつたえる作品が数多くあります。今回は、同協会のご協力のもと

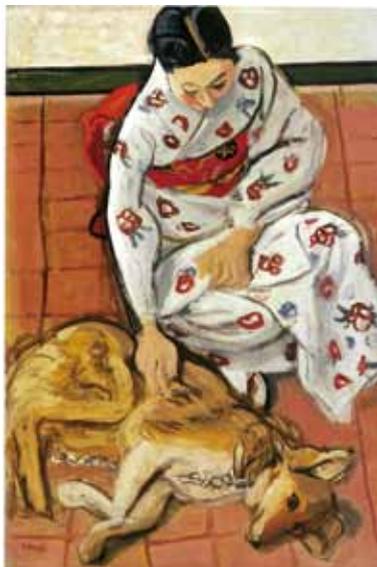
展示します。一方、当美術館のコレクションは、よく知られているように、美術館創設者である大川栄二のコレクターとしても眼と独自の歴史観でつくられた個人コレクションです。そして、その

展示します。一方、当美術館のコレクションは、よく知られているように、美術館創設者である大川栄二のコレクターとしても眼と独自の歴史観でつくられた個人コレクションです。そして、その

展示します。一方、当美術館のコレクションは、よく知られているように、美術館創設者である大川栄二のコレクターとしても眼と独自の歴史観でつくられた個人コレクションです。そして、その

展示します。一方、当美術館のコレクションは、よく知られているように、美術館創設者である大川栄二のコレクターとしても眼と独自の歴史観でつくられた個人コレクションです。そして、その

展示します。一方、当美術館のコレクションは、よく知られているように、美術館創設者である大川栄二のコレクターとしても眼と独自の歴史観でつくられた個人コレクションです。そして、その



(大川美術館館長・田中 淳)

会期：10月16日(土)から

12月12日(日)まで

収集のきっかけになり、生涯にわたり愛好した松本竣介の作品が中心です。松本竣介も、戦前期に画家として成長し、戦後ほどなく夭折した画家です。彼が画家として生きた時代は、戦争という暗転する時代を挟んで、忍びよる暗い影を感じながらも、都市を中心に近代的で、新しいイメージを追い求めたモダニズムの絶頂期でした。その点で、当館が所蔵し、彼の代表作にあげられる《街》(1939年)に象徴されるように、彼もまた「昭和モダン」の画家といえます。そこで《街》を中心に、二つのコレクションのコラボレーションをご覧いただき、「昭和モダン」の多彩な広がりや豊かさを鑑賞していただければと願っています。

インボイス制度

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて

開催日時 説明会サイトに掲載（随時掲載）
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。

定員 各回100名（先着順）

費用 無料（通信費用は実費となります。）

オンライン説明会とは？

- インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
- チャット機能を利用しての質疑応答を実施します。

オンライン説明会参加までの流れ

ステップ1

説明会サイトへのアクセス

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

≪インターネット（WEB）のみ申込可能！！≫
※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。

説明会サイトへ



ステップ2

必要事項の入力

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

ステップ3

参加案内メールの受信

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

ステップ4

オンライン説明会への参加

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

国 税 庁

（令和3年5月）

令和3年分 年末調整のしかた

年末調整に関する特設ページを掲載しています。

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する特設ページを掲載しています。
特設ページには、動画による年末調整の説明、扶養控除等申告書などの各種様式、従業員向けの説明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

また、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

◎ YouTube：<https://m.youtube.com/user/ntachannel>

※ 国税庁ホームページ及びYouTubeに掲載している各動画は、令和3年10月頃に最新版に更新いたします。



(特設ページ)



(YouTube)

年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員
ふたば

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付する書類に関することなど、主に従業員の方が各種申告書を作成する際にお問合せの多いご質問について、AIを活用して自動で回答します。

※ 公開期間は令和3年10月頃から12月下旬までの予定です。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.chat.nta.go.jp>



年末調整手続の電子化でバックオフィス業務が効率化！

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、バックオフィス業務が効率化されます。

また、国税庁では、年末調整手続において、従業員が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年調ソフト」をパソコン・スマートフォンの公式アプリストアなどで無償提供していますので、ご活用ください。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、
令和4年1月11日（火）（納期の特例の承認を受けている場合は、**令和4年1月20日（木）**）です。

※ その他、給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限については、2ページを確認してください。

群馬県法人会連合会 令和4年度税制改正要望まとめまる

群馬県法人会連合会では、県内の会員企業からの税制に対する意見・要望を取りまとめ「令和4年度税制改正に関する提言書」を策定。6月18日に斎藤県連会長と税制委員会の連名にて、小林全法連会長に提出した。

提言では、会員を対象に実施した「税制改正に関するアンケート調査結果及び各単体会で策定した提言の内容が集約されている。

コロナ禍により疲弊した中小企業の回復とコロナ収束後の持続的な成長を促し、経済の回復に主眼を置く施策を中心に「聖域を排した財政健全化」・「適正で持続可能な社会保障制度の確立」・「デジタル化を主眼とする行政改革の徹底」など、「日本経済の復興と中小企業の活性化」に資する要望が盛り込まれている。

今後は全法連税制委員会において、各県連からの提言をベースに「令和4年度税制改正に関する提言」を作成する。その後は秋以降に税制委員を中心とする役員により、国・全国の地方自治体・政党等に改正実現に向けた要望を展開する。

《基本的な課題》

□税・財政改革

(1) 財政健全化に向けて

コロナ禍対策により、我が国は多額の財政支出を余儀なくされている。我が国にとって、財政健全化は国家的課題と言うべきものではあるが、新型コロナウイルスが収束するまでは一時棚上げ状態でやむを得ず、コロナ対策と経済活性化の両立で進めていく必要があると思われる。新型コロナウイルスが収束したら、直ちに本格的な税制改正に乗り出せるよう準備をしておくことが大切である。その際には財政健全化は歳出・歳入の一体的改革によって進めていることが重要であり、なかでも、歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 社会保障制度に対する基本的な考え方

(一) 社会保険全般について、給付と負担の在り方を抜本的に見直す。
(二) 医療費の急増を抑制するために診療報酬体系の見直しとともにジェネリックの普及に努める。(三) 介護

保険については、真に介護が必要かを明確にし、給付と負担の在り方を見直す。(四) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置く。(五) 中小企業の経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

(3) 行政改革の徹底

グローバル化とデジタル化が急速に進展する中、世界に後れを取ることのないよう、最優先事項としてデジタル化への対応に取組む必要がある。併せて、厳しい経済状況の中、国民に負担を求めるためには、国・地方において、徹底した行政改革が必要である。国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、まずは国会議員及び地方議会議員が公約を守り、実行すべきである。以下について、期限を定めて改革を断行するよう求める。①国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制 ②国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制 ③特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減 ④民間活力を阻害する各種規制を撤廃し、民間にできることは民間に任せ成長に繋げる。⑤ 既得権益

構造に根ざす「官」から「民」への天下り人事等の禁止

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

(一) 消費税10%への引き上げと同時に、低所得者対策として軽減税率制度が導入されたが、事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト等の観点から問題が多い。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、同制度の是非を含めて見直し検討が必要である。(二) 令和元年10月から消費税が10%へ引き上げられ、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。その際には「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。しかし、免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなるが、制度の内容が広く理解されているとは言いがたい。導入前における十分な制度の周知が必要である。(三) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して、特段の配慮を求める。

(5) マイナンバー制度

昨年の特別低額給付金支給にあたっては、カードを利用したオンライン申請に比較して郵送による申請の方が簡易とされたり、最近のワク

チン接種の予約に際して番号制度が有効に利用されていない。せっかくマイナンバー制度が普及しつつあるのだから運用するシステムの整備を的確に行っていたくことを要望する。また、制度的確な運営のため「国民大多数のカード取得が不可欠」である状況を早急に整備することが重要である。カード取得に際してのインセンティブの導入も検討して速やかな制度の定着のための措置が取られることを要望する。

◆経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

一、軽減税率適用所得の引き上げ
中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%（本則課税19%）の適用期限が2年間延長されたが、依然として租税特別措置法による制限措置のままであり本則化すべきである。
また、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも2,000万円程度に引き上げることが要望する。

二、法人税率の軽減措置

我が国の法人税実効税率は29.7%と20%台になったが、OECD加盟国

（平均23%）、アジア主要10か国（平均22%）に比較し、まだ高い。産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため法人課税実効税率のさらなる引き下げを行うべきである。

(2) 事業承継税制の拡充

地域経済を支える中小企業は経営者層の高齢化も進み、技術の伝承・事業承継には多くの困難がある。関連法規を整備し事業承継の推進を図らなければ、我が国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれることになる。以下により、さらなる見直しが必要である。

一、欧州主要国のように中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設」を求める。
二、生前贈与のさらなる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど、弾力的な対応を求める。
三、中小企業の未上場株式の評価方法を見直し、経営権の安定した継承のためにも「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

(3) デジタルトランスフォーメーション(DX)支援の充実

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)に向けた投資促進税制が創設された。今後の中小企業にとって、DX推進は不可欠のことからであるが、現状の推進状況は大企業の80%程度に対して中小企業の20%と出遅れている。「2025年の崖問題」もあり、中小企業にとってDX推進は大きな課題となっている。DX推進は、顧客管理・業務の効率化・BCP対応・働き方改革などの面で大変重要だが、中小企業にとってはIT人材の確保や資金確保等で大きな課題があり、このため、国による一層の支援を求めらる。

◆地方のあり方

(1) 地方創生

地方創生については、新たな創業支援等だけでなく、業態を正し、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業承継には新たな支援が必要である。社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く支援する必要がある。

(2) 財政・行政の効率化

一、窓口業務・申請業務・許可業務

などは、市町村ごと・都道府県ごとに書類の規格が統一されておらず煩雑であり統一化すべきである。

二、ネットの利用促進とともに、自治体間の業務連携等を推進し、道州制も視野に入れ地方の自立度を高め効率的な地方分権を進めるよう検討が必要である。

三、地方議会は議会のあり方見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って、行政に対するチェック機能を果たすべきである。

四、地方公務員給与は国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国ベース）が改善せず高止まりしており適正な水準に是正する必要がある。

《税目別》

◆法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充
現行制度では役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。

(2) 消費税との二重課税の廃止

消費税と二重課税となっているガソリン税・酒税等は即刻廃止すべきである。

〔3〕自動車関係諸税

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的にみても過重な負担となっており、軽減化・簡素化を要望するとともに将来的には道路のメンテナンス費用等の大幅な増加が予想される中で「道路特定財源に戻すこと」を含めて議論が必要である。

〔4〕印紙税の廃止

売上代金に係る受取書の印紙税非課税額が3万円未満から5万円未満に引き上げられるなど、過去の法人会の要望は実現してきた。しかしながら、IT化が進展する中、「紙」の文書に課税、電子取引に非課税という事態が生じており、印紙税自体が不合理で不公平な税制になりつつある。早急に制度自体の撤廃を視野に入れた見直しが必要である。

◆個人所得税

〔1〕年金課税の廃止

公的年金等控除が縮小・廃止の方向で議論が行われており、年金課税が強化されることとなっている。年金は高齢世代にとって、老後生活の糧となる重要な収入である。特に65歳以上の高齢者が受け取る年金にかかる負担は増大する。年金課税は速やかに廃止すべきである。

◆地方税関係

〔1〕固定資産税の評価方法等の見直し

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

加えて事業用資産への課税は廃止を含めて見直しする必要がある。また、家屋については、耐用年数をはるかに経過したものがかなりの評価額を構成している。再取得価格方式により評価しているが、評価方法の見直しを検討する必要がある。

〔2〕事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税の性格を有するとともに、中核都市（人口30万人以上）等だけに課税されるなど、課税対象となる基準等が不公平であり廃止を求める。

《その他》

〔1〕電子申告・電子納税

大規模法人の電子申告が義務化されたが、さらに利用者の事務軽減を図るべく、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるようにe-TaxとeLTAxの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を図る必要がある。

また、電子申告・電子納税の更なる利用促進に向けてインセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

〔2〕環境問題に対する教育の充実

SDGsの概念が普及し、環境保全・脱炭素社会への意識が高まってきた。企業に対する「省エネ再エネ高度化投資促進税制」・「カーボンニュートラル投資促進税制」・「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」など政策面での取り組み・整備が始まりつつある。一方、永続的な環境保全の重要さを国民が共有し意識を高めるための「教育や啓発の実践」も重要である。

法人会では、子供たちに税の仕組みや用途を理解してもらうための「租税教育活動」を実践しているが、次代を担う子供たちが「2050年カーボンニュートラル」実現をめざし、環境問題に対する興味・関心を高められるよう、教育現場における「環境教育」についても充実されるよう要望したい。

〔3〕環境問題に対する税制上の対応

温暖化等地球環境は悪化の一途をたどっているが、豊かな自然環境は貴重な財産である。特別法人税として「水源税」を創設し、豊かな

な水資源を守り確保していく必要がある。

〔4〕少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、出生率の低さが少子化の理由と言われるが、現在行われている対策は、子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。

先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚の対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

〔5〕提言のあり方

昨年のコロナ禍発生当初において、早い段階で多くの経済団体から経済・税制に対する「緊急提言」が発信された。もちろん、全国会員からの意見集約をした上での提言発信が筋ではあるが、全法連としても、税制小委員会を中心に意見をまとめる「税のオピニオンリーダー」を標榜する法人会として何らかの発信をなすべきであったとも考えられる。

また、法人会が中小企業の声を発信する組織であることをより積極的に、より強くアピールするため「税制改正要望大会」の復活を引き続き強く要望する。以上

新入会員紹介

(令和2.10.1～令和3.9.30)

(順不同・敬称略)

企業名	代表者	住所	業種
(有)栞原鉄工	栞原 芳男	桐生市新里町新川751	鉄鋼業
大友労務管理事務所	大友 一之	みどり市大間々町大間々138-3	社会保険労務士事務所
医療法人MSO	加藤 努	みどり市大間々町大間々566-1	歯科診療所
(株)匠研磨	松井 豊廣	桐生市相生町3-487-5	金属製品製造業
(有)坂口塗装工業	坂口 幸晴	みどり市笠懸町阿左美3366-4	塗装工事業
I De A合同会社	井田 泰彦	桐生市新里町新川1181-4	経営コンサルタント業
桐生ものづくり協同組合	岡部 利明	桐生市永楽町6-6	協同組合
(株)アイビューマン	石井 孝典	桐生市相生町2-1048-6	その他小売業
(株)オオガ	大賀 務	桐生市東6-6-64	屋外広告業
(合)東宮建設	東宮 潤往	みどり市大間々町桐原798-1	一般土木建築工事 外構工事業

「税に関する絵はがきコンクール」開催

租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらおうとともに、図工学習にも貢献するため、桐生法人会女性部会が主体となり、小学生を対象に「第11回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、本活動の趣旨に沿った優秀な作品を表彰します。

この事業推進においては、桐生税務署、管内租税教育推進協議会、関東信越税理士会桐生支部、桐生市・みどり市、桐生市・みどり市教育委員会の指導・協力を得て実施いたします。

【主幹】公益社団法人桐生法人会女性部会

【後援】国税庁、桐生市、みどり市、桐生市教育委員会、みどり市教育委員会、管内租税教育推進協議会、関東信越税理士会桐生支部

【対象】桐生市・みどり市の小学生4～6年生 【作品】税をテーマとした絵画（はがき大）

本事業は女性部会(租税教育委員会)が推進して参ります。ご協力をお願い申し上げます。



marunaka
KIRIYU JAPAN

寒いアウトドア活動も快適に
過ごしたいすべての人のために

DANSHUT
ダンシャットネックウォーマー

いつの時代にも新鮮で

丸中株式会社

〒376-0027 桐生市元宿町 3-20
TEL 0277-46-3415
FAX 0277-46-3419
URL <https://saien-marunaka.com> Mail info@saien-marunaka.com

ARAI

Housing Service ARAI

有限会社 新井商事

みどり市笠懸町阿左美1334-1 Phone.0277-76-8900
E-mail aria1423@sunfield.ne.jp

お庭のお悩み おまかせ下さい

門扉・カーポート・ウッドデッキ・ブロック・フェンス・コンクリート工事

塚本建設株式会社

桐生市新里町新川298-1
☎ 0277-74-0987

解体工事

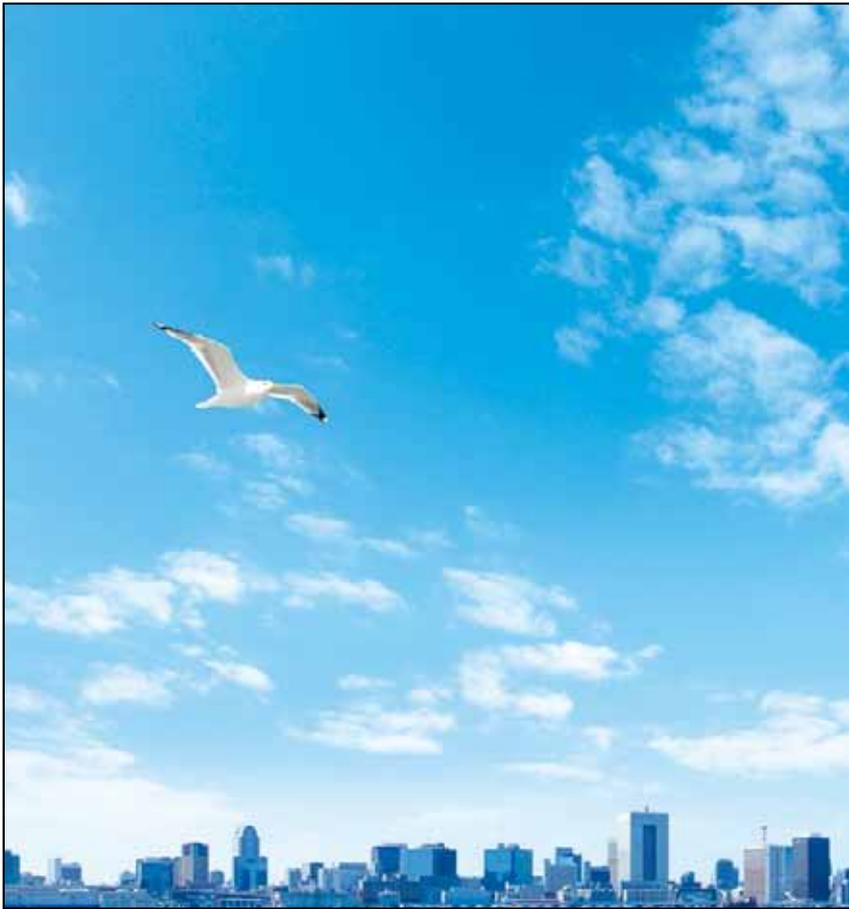


木造建築 / RC造建物 / 外構・外壁 / リフォーム解体

埋土・盛土・整地工事 一般貨物運送
砕石・赤土・黒土

お見積り無料

お気軽にご相談ください
新里運輸(有) **0277-74-1418**



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

AIG AIG損害保険株式会社

群馬支店/
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル6F)
TEL 027-223-5771

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームが
あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様^(※1) **月1回^(※2)**のご相談まで
無料で利用いただけます。

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

 Medical Note

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



ご利用はこちらから

